

# 今般の施策の見直しに係るQ & A【未定稿】

(H26. 5. 12版)

- 農地中間管理機構関係 . . . . . P 1 ~
- 新たな経営所得安定対策関係 . . . . . P 17 ~
- 水田フル活用と米政策の見直し関係 . . . . . P 33 ~
- 日本型直接支払の創設関係 . . . . . P 57 ~

(注) このQ & Aは、今般の施策の見直しの内容について関係者の皆様に分かりやすくお示しするために作成しているものです。

内容については、今後、制度の細部の検討過程において変更される場合があります。あらかじめ御了承ください。

なお、問番号の右に★又は※を付しているものは、新たに追加・修正したものです。(★：新規、※：修正)

## 農地中間管理機構関係

### (1) 農地の借入れ

- 1 機構が借り受ける農地の基準及び農地の借受けを解除する際の考え方。
- 2 高齢農家は、10年後に返還されても耕作できないので、貸借の延長は可能か。
- 3 機構が借り受けた農地の固定資産税については、誰が負担するのか。  
また、当該農地の固定資産税減免を検討しているのか。
- 4 機構が借り受ける農地について、抵当権がある場合は、解除の必要があるのか。
- 5 納税猶予が継続する特例は、贈与税、相続税のどちらの納税猶予制度にも措置されるのか。

### (2) 農地の管理

- 6 機構が借り受けた農地が災害にあった場合、その復旧費用はだれが負担するのか。
- 7 機構が管理している農地は、日本型直接支払いの対象となるのか。

### (3) 農地の整備

- 8 土地改良事業及び簡易基盤整備を実施した場合における機構の費用負担はどのようになるのか
- 9 利用条件改善業務に、進入路整備、水路の補修、小規模な造成等の工事を含めてよいか。

### (4) 農地の貸付け

- 10 機構が農地を借り受けて、機構から受け手に権利移転するまでに要する期間はどの程度になるのか。
- 11 利用配分計画の原案作成において、農業委員会に意見を聞くことになっているが、農業委員会は具体的にどんなことをするのか。
- 12 特定農作業受委託（法人化していない集落営農組織による農地利用）は、農地中間管理事業においてどのような位置づけなのか。

- 1 3 担い手がいない地域で、貸付先を決定する場合、市町村や農業委員会の意向は反映されないのか。
- 1 4 実績のない若者が農地を借り受けるのは大変だが、農地中間管理機構は農地を貸してくれるのか。
- 1 5 機構は、貸付契約の際に手数料を取っても良いか。
- 1 6 簡易条件整備を行った際の費用負担は、受け手・出し手の賃料差額で回収するとの説明であるが、全額回収した後の賃料水準はどのようにすべきと考えているのか。
- 1 7 土地改良事業の実施区域の農地を機構に貸し付ける場合、誰が賦課金を支払うのか。

#### (5) 業務の委託

- 1 8 機構から市町村に委託できるとあるが、委託される内容いかに。
- 1 9 機構の窓口業務の委託先として市町村が受託しない場合は、市町村公社やJA等が行っても差し支えないのか。また、広域合併した市町村において、例えば、旧市町村毎に旧B町は市町村公社、旧C市は合併後のA市、旧D村はJAというように、それぞれ毎に窓口業務を含めて業務委託することが可能か。
- 2 0 機構の業務を市が受託し、その業務の一部を農業委員会が行う場合は、事務委任となるのか。
- 2 1 都道府県事務費や、中間管理事業における機構からの業務委託については、市町村等の財政事情も厳しいことから、市町村等における正職員の人件費（給与等）に充当可能となるよう検討してほしい。
- 2 2 機構業務の委託について、市町村以外の機関（JA、土地改良区など）は特定の業務を受託するのか。その場合、一部地域だけ担当するということも可能なのか。

#### (6) 協力金

- 2 3 「地域集積協力金」の「地域」とは何か、用途に制限はあるのか。
- 2 4 地域集積協力金を受給するに際して、何らかの組織化（協議会とか協定など）が必要か。市町村行政や受け手を交付先にしてもよいか。
- 2 5 地域集積協力金について、集落営農を法人化した場合、その集落のエリアを「地域」として設定した場合でも協力金の交付対象となり得るのか。

- 26 集落営農組織を法人化し、中間管理機構を通して利用権を設定した場合、地域集積協力金は交付されるのか。その場合、集落営農法人が規模拡大交付金を受けていた場合にはどうなるのか。
- 27 地域集積協力金の2年目以降の交付の仕組みいかに。
- 28 円滑化事業を通じて既に集積した農地について、地域でまとまって合意解約して機構に利用権を設定した場合（または利用権を移転した場合）、過去に交付した規模拡大交付金（利用権設定から6年経過していないもの）は返還を要するのか。
- 29 地域タイプと個人タイプの協力金を重複受給できるのか。
- 30 地域集積協力金の「被災地域」単価は、昨夏の集中豪雨による激甚災害の被災地も適用されるのか。
- 31 地域タイプの協力金は、「経営基盤強化準備金」に積み立てることは可能か。
- 32 地域タイプの協力金は機構に出したら貰えるのに、個人タイプの協力金は受け手に貸し付けられないと貰えないことになっているが、どのような考え方によるものか。
- 33 機構集積協力金の交付事務は市町村が行うのか。機構から交付はできないか。
- 34 機構集積協力金について、市町村は予算化しておく必要があるのか。
- 35 既に利用権を設定しているものについても、機構集積協力金の対象となるか。
- 36 経営転換協力金の交付対象者は、販売農家でなくてもよいのか。
- 37 農地の出し手が、農地を農地中間管理機構に貸してリタイアか経営転換をしようとしたが、一部の農地を農地中間管理機構が借り受けなかった場合には、経営転換協力金はもらえるのか。
- 38 地域集積協力金の使途は地域で決められるとされているが、所有している農地を機構に貸し付けた個人へ直接配分してもよいのか。
- 39 平成26年産の作付け前に機構に貸し付け、担い手に結びつけようとしたが、機構の準備が間に合わないため、同年産については、農地の出し手と受け手の間で特定農作業受委託契約を締結し、収穫後に農地の出し手が機構に貸し付けた場合は、当該農地の出し手は経営転換協力金をもらえるのか。

## (7) 農地台帳

- 40 農地台帳の電子化等を進めて行くとのことであるが、県土連では水土里情報システムとして既に県内の農地基盤図やオルソー写真等を整備している状況であり、これと農地台帳のシステム化との連携方策等はどのように考えているのか。

## (8) その他

- 4 1 機構の役員には、どのような者がふさわしいと考えるか。
- 4 2 農地中間管理機構の「苦情又は相談に応ずる体制」はどのような仕組みとなるのか。
- 4 3 業務を委託される者の選定においては、機構の業務執行の中立性に疑念を持たれることのない者が選定されるようにすべきではないか。
- 4 4 機構法第18条第3項の利害関係人とはどのような者をいうのか。
- 4 5 機構が市町村に業務委託をするに際し、市町村に、農地の借受け・貸付け等に関し農業者の間を奔走し、交渉実務等に専心する者を置く等、実施体制を整備すべきではないか。
- 4 6 機構法第8条第3項第5号の「地域の農業の健全な発展を旨として」とはどういう趣旨か。
- 4 7 農地中間管理機構の業務の一部を受託した者が、当該業務を再委託することはできるのか。
- 4 8 市町村が農用地利用配分計画の案を作成する場合（法第19条第1項及び第2項）において、市町村から当該業務を他者へ委託することは認められないのか。
- 4 9 農地の所有者が機構を通して農業生産法人に利用権を設定した場合、その所有者は、法人の農業に常時従事しなくても、農業生産法人の構成員となることは可能か。  
また、円滑化団体（農地売買等事業）の場合はどうか。

## (1) 農地の借入れ

1 機構が借り受ける農地の基準及び農地の借受けを解除する際の考え方。

(答)

再生不可能な耕作放棄地については機構は借受けないこととしていますが、具体的基準は、農地利用状況調査（遊休農地調査）で赤判定（再生不能）をする際の基準となります。

2 高齢農家は、10年後に返還されても耕作できないので、貸借の延長は可能か。

(答)

貸借関係については、再度契約を締結することは可能であり、それが望ましいですが、それができなければ返還されることとなります。

3 機構が借り受けた農地の固定資産税については、誰が負担するのか。  
また、当該農地の固定資産税減免を検討しているのか。

(答)

農地の固定資産税は農地所有者が負担するものです。

固定資産税の減免については、26年度税制改正では決着がつかず、引き続き検討していく予定です。

4 機構が借り受ける農地について、抵当権がある場合は、解除の必要があるのか。

(答)

抵当権の解除の必要はありません。

5 納税猶予が継続する特例は、贈与税、相続税のどちらの納税猶予制度にも措置されるのか。

(答)

贈与税、相続税ともに措置しています。

## (2) 農地の管理

6 機構が借り受けた農地が災害にあった場合、その復旧費用はだれが負担するのか。

(答)

農業災害によるリスクは、所有者が負担するのが原則です。

7 機構が管理している農地は、日本型直接支払いの対象となるのか。

(答)

当該農地についても、要件を満たしていれば日本型直接支払いの対象となります。

## (3) 農地の整備

8 土地改良事業及び簡易基盤整備を実施した場合における機構の費用負担はどのようなになるのか。

(答)

土地改良事業の場合には、機構は農地を借り受け、貸し付けるまでの間の特別賦課金、経常賦課金を負担します。

簡易整備の場合は、補助残部分があれば、民間団体からの無利子資金の借入れにより機構が負担をした上で、出し手と受け手との地代差額で数年かけて回収する仕組みです。

9 利用条件改善業務に、進入路整備、水路の補修、小規模な造成等の工事を含めてよいか。

(答)

含めて構いません。(なお、利用する事業によって補助対象が違うことに留意してください。)

## (4) 農地の貸付け

10 機構が農地を借り受けて、機構から受け手に権利移転するまでに要する期間はどの程度になるのか。

(答)

一律には言えませんが、できるだけ機構に農地が滞留しないようにすることが重要です。そのためにも、受け手の募集を積極的に行っておき、農地が出てきたときに速やかに貸せることが望ましいと考えます。

1 1 利用配分計画の原案作成において、農業委員会に意見を聞くことになっているが、農業委員会は具体的にどんなことをするのか。

(答)

利用配分計画に記載される農地の地番、地積、所有者の氏名、賃貸借の有無等の確認等を考えています。

1 2 特定農作業受委託（法人化していない集落営農組織による農地利用）は、農地中間管理事業においてどのような位置づけなのか。

(答)

機構への農地の貸付けは、利用権の設定により行われるので、特定農作業受委託は対象となりません。（しかし、出し手に対する機構集積協力金については、任意組織である集落営農へ特定農作業受委託で預ける場合も、機構を経由せずに対象とすることとしています。）

1 3 担い手がない地域で、貸付先を決定する場合、市町村や農業委員会の意向は反映されないのか。

(答)

市町村や農業委員会の意向が何か明確ではありませんが、機構の貸付先決定ルールに従うことは必須です。

1 4 実績のない若者が農地を借り受けるのは大変だが、農地中間管理機構は農地を貸してくれるのか。

(答)

借受希望者として募集に応じた者であれば、機構の貸付先決定ルールに則して検討することになります。場合によっては、機構がその農地の管理作業をその若者に委託することもあります。

1 5 機構は、貸付契約の際に手数料を取っても良いか。

(答)

補助金を活用すれば、手数料をとる必要はあまりないとは思いますが、手数料を取ることは可能です。



16 簡易条件整備を行った際の費用負担は、受け手・出し手の賃料差額で回収することであるが、全額回収した後の賃料水準はどのようにすべきと考えているのか。

(答)

受け手から頂く地代は、整備後の圃場の地代として近傍類似価格を基準に受け手との間の合意で決めるもので、工事費を回収するためにその負担分を意図的に上乘せするものではありません。したがって、回収後貸付料を下げなければならないということはありませんが、あとは機構の判断によります。

17 土地改良事業の実施区域の農地を機構に貸し付ける場合、誰が賦課金を支払うのか。

(答)

賦課金については、機構が管理している間は機構が、機構から受け手に貸し付けた後は受け手が支払うこととなります。

## (5) 業務の委託

18 機構から市町村に委託できるとあるが、委託される内容いかな。

(答)

相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉等が考えられます。具体的な内容は、機構と委託契約を結ぶ際に決定します。

19 機構の窓口業務の委託先として市町村が受託しない場合は、市町村公社やJA等が行っても差し支えないのか。また、広域合併した市町村において、例えば、旧市町村毎に旧B町は市町村公社、旧C市は合併後のA市、旧D村はJAというように、それぞれ毎に窓口業務を含めて業務委託することが可能か。

(答)

窓口業務については、原則市町村にお願いしたいと考えていますが、機構が市町村公社やJA等に委託することも可能です。また、一部地域に限り委託することも可能です。

20 機構の業務を市が受託し、その業務の一部を農業委員会が行う場合は、事務委任となるのか。

(答)

事務委任となります。

21 都道府県事務費や、中間管理事業における機構からの業務委託については、市町村等の財政事情も厳しいことから、市町村等における正職員の人件費（給与等）に充当可能となるよう検討してほしい。

(答)

機構から業務委託をする際には適切な委託料を機構が支払うこととしているところです。なお、委託料は人件費に充てることは可能ですが、以下のような取扱いとします。

- ①正職員の本俸に充てることはできないが手当に充てることは可能
- ②臨時職員を雇う場合、委託業務だけを行う場合は、全額充てることが可能
- ③臨時職員が機構業務以外も行う場合には、機構業務を行った実績部分について充てることが可能

22 機構業務の委託について、市町村以外の機関（JA、土地改良区など）は特定の業務を受託するのか。その場合、一部地域だけ担当するということも可能なのか。

(答)

市町村も含め業務委託を行う際には、委託する業務の内容を明らかにして行うことが必要です。また、一部地域だけ業務を委託することも可能です。

## (6) 協力金

23 「地域集積協力金」の「地域」とは何か、使途に制限はあるのか。

(答)

地域集積協力金の「地域」は、人・農地プランの作成プロセスにおける話合いの実際上の単位となっている地域のことです。（プランの作成エリアと一致する必要はなく、それを分割した集落、大字又は小学校区などで構いませんが、その地理的範囲が明確にされることが必要です。）また、地域集積協力金の使途については、県・市町村・地域の協議で決めればよく、フリー。

24 地域集積協力金を受給するに際して、何らかの組織化（協議会とか協定など）が必要か。市町村行政や受け手を交付先にしてもよいか。

（答）

組織化は不要ですが、協力金を受け取る者は定めてもらう必要があります。市町村は実施主体なので、市町村行政自体を交付先とすることはできません。

25 地域集積協力金について、集落営農を法人化した場合、その集落のエリアを「地域」として設定した場合でも協力金の交付対象となり得るのか。

（答）

そのエリアが、人・農地プランの話合いの実際上の単位であれば、交付対象となります。

26 集落営農組織を法人化し、中間管理機構を通して利用権を設定した場合、地域集積協力金は交付されるのか。その場合、集落営農法人が規模拡大交付金を受けていた場合にはどうなるのか。

（答）

地域集積協力金は要件を満たしていれば交付されます。また既に規模拡大交付金を受けていた場合にも、地域集積協力金は地域の話合いによる機構利用の促進という別目的であるので、交付されます。（この場合、規模拡大交付金の返還は求めません。）

27 地域集積協力金の2年目以降の交付の仕組みいかん。

（答）

2年目以降も支払われます。支払いの対象面積は1回目に支払いの対象となった農地から増加した面積を対象とし、単価は2回目の時点の集積率に対応した単価となります。

28 円滑化事業を通じて既に集積した農地について、地域でまとまって合意解約して機構に利用権を設定した場合（または利用権を移転した場合）、過去に交付した規模拡大交付金（利用権設定から6年経過していないもの）は返還を要するのか。

（答）

規模拡大の実態は継続しているので、返還を要しません。

29 地域タイプと個人タイプの協力金を重複受給できるのか。

(答)

重複受給できます。

30 地域集積協力金の「被災地域」単価は、昨夏の集中豪雨による激甚災害の被災地も適用されるのか。

(答)

「被災地域」は東日本大震災の被災地域のみであり、集中豪雨の被災地には適用されません。

31 地域タイプの協力金は、「経営基盤強化準備金」に積み立てることは可能か。

(答)

税制上の手当がなされていないため、できません。

32 地域タイプの協力金は機構に出したら貰えるのに、個人タイプの協力金は受け手に貸し付けられないと貰えないことになっているが、どのような考え方によるものか。

(答)

地域タイプの協力金は、地域の話合いの推進が目的なので、機構に貸し付ければもらえることとしています。

個人タイプの協力金については、農地中間管理機構は、借りた農地について、相当期間受け手が見つからない場合には、地主に返還できる制度であり、機構が借りた時点で個人タイプの協力金をいったん払ってしまうと、その後協力金の返還を求めると関係が複雑となることから、機構から貸付けが行われたものに限り協力金を支払うこととしたものです。

33 機構集積協力金の交付事務は市町村が行うのか。機構から交付はできないか。

(答)

交付事務は市町村が行うこととしており、機構からは交付できません。

34 機構集積協力金について、市町村は予算化しておく必要があるのか。

(答)

市町村を通じて交付することとしているので、予算化しておく必要があります。

35 既に利用権を設定しているものについても、機構集積協力金の対象となるか。

(答)

地域集積協力金及び耕作者集積協力金については、機構への貸付けを推進するのが主目的ですので、現に利用権を設定しているものであっても、合意解約して機構に貸付けが行われるのであれば、交付の対象となります。

一方、経営転換協力金については、経営転換等のために農地の貸付けに踏み切っていただくことが主目的ですので、既に貸付けを行っていた場合は対象としていません。

36 経営転換協力金の交付対象者は、販売農家でなくてもよいのか。

(答)

所有している農地を耕作放棄していない者であれば、販売農家でなくても、交付対象者になります。

37 農地の出し手が、農地を農地中間管理機構に貸してリタイアか経営転換をしようとしたが、一部の農地を農地中間管理機構が借り受けなかった場合には、経営転換協力金はもらえるのか。

(答)

経営転換協力金は、全ての自作地を機構に貸し付け、担い手に貸し付けられた場合に支払われますが、機構に貸し付けようとした自作地の一部を機構が借り受けなかった場合でも、協力金は支払われます。ただし、その対象農地は、機構が借り受けた面積となります。

また、機構が借り受けたものの受け手が見つからず返還された農地は、当該農地について協力金が支払われている場合でも返還を要しません。

38 地域集積協力金の使途は地域で決められるとされているが、所有している農地を機構に貸し付けた個々人へ直接配分してもよいのか。

(答)

地域集積協力金の使途については、個々人へ直接配分することも可能ですが、市町村、都道府県と相談して、地域農業の発展に資する観点から、最も適切な用途に活用して頂きたいと考えています。

39 平成26年産の作付け前に機構に貸し付け、担い手に結びつけようとしたが、機構の準備が間に合わないため、同年産については、農地の出し手と受け手の間で特定農作業受委託契約を締結し、収穫後に農地の出し手が機構に貸し付けた場合は、当該農地の出し手は経営転換協力金をもらえるのか。

(答)

経営転換協力金は、自作地を機構に貸し付けることを要件としています。

特定農作業受委託契約を締結していた農地の所有者が、当該受委託契約の期間満了後に当該農地を機構に貸し付けた場合は、自作地を機構に貸し付けたこととなりますので、経営転換協力金をもらえます。

（ただし、過去に経営転換協力金をもらっている場合は、再度もらうことはできません。）

## (7) 農地台帳

40 農地台帳の電子化等を進めて行くとのことであるが、県土連では水土里情報システムとして既に県内の農地基盤図やオルソー写真等を整備している状況であり、これと農地台帳のシステム化との連携方策等はどのように考えているのか。

(答)

電子地図については、今回全国一箇所で公表用の地図システムを構築し、農業委員会を含め、その情報を求める者がそのシステムにアクセスすれば農地の地積、地番、賃貸借の設定等の情報を得られるようなシステムを構築することとしているところです。水土里情報システムとの連携については、基図情報を提供して頂いたところについては、今回の公表システムを活用して頂けることとしています。

## (8) その他

41 機構の役員には、どのような者がふさわしいと考えるか。

(答)

法第4条により、機構の役員は、経営に関し実践的な能力を有する者であることが必要です。この「経営に関し実践的な能力を有する者」について、大規模家族経営・法人経営の経営経験のある方、食品流通・加工関連企業の経営経験のある方などが適任であると考えています。

また、こうした方を含め、機構の役員は全員が、意欲と能力を持つ方であるべきことは言うまでもありません。

4 2 農地中間管理機構の「苦情又は相談に応ずる体制」はどのような仕組みとなるのか。

(答)

機構の主たる事務所に相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、窓口の設置を周知した上で、電話やインターネット等を通じて苦情や相談を受け付けて回答することが基本であると考えています。

4 3 業務を委託される者の選定においては、機構の業務執行の中立性に疑念を持たれることのない者が選定されるようにすべきではないか。

(答)

業務の委託先の決定に当たっては、機構は都道府県知事の承認を受けることが必要であり、受託者が業務を公正かつ適確に行うことができるか否かが審査されることとなります。

また、業務委託を受けた者が業務を公正かつ適確に行っていない場合には、機構は委託契約を取り消すこととなります。

このようにして、機構の業務執行の中立性を確保していくこととしています。

4 4 機構法第18条第3項の利害関係人とはどのような者をいうのか。

(答)

利用配分計画が作成される地域における農地の所有者、農地の利用者、法第17条第1項の規定による募集に応募した者等をいいます。

4 5 機構が市町村に業務委託をするに際し、市町村に、農地の借受け・貸付け等に関し農業者の間を奔走し、交渉実務等に専心する者を置く等、実施体制を整備すべきではないか。

(答)

機構は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうことを考えています。業務委託に際しては必要な費用が支払われることとなるので、これにより、普及員0B、市町村職員0Bなど、現場での農地利用調整等を行う方を雇い、活動していただくことを考えています。

46 機構法第8条第3項第5号の「地域の農業の健全な発展を旨として」とはどのような趣旨か。

(答)

この文言は、当該地域の既存農業者による取組にとどまらず、当該地域への新規参入の促進も合わせて「農用地の利用の効率化及び高度化」の確実な促進を図る観点から設けられています。

したがって、農地の貸付先を選定するに際して、認定農業者や中心経営体等の地域の既存農業者が合理的な理由なく新規参入者等に優先することを認めるものではありません。

47 農地中間管理機構の業務の一部を受託した者が、当該業務を再委託することはできるのか。

(答)

業務の再委託は認めないこととしています。

48 市町村が農用地利用配分計画の案を作成する場合（法第19条第1項及び第2項）において、市町村から当該業務を他者へ委託することは認められないのか。

(答)

農用地利用配分計画の案を作成する業務については、この業務を市町村から他者に委託することは認められません。



49 農地の所有者が機構を通して農業生産法人に利用権を設定した場合、その所有者は、法人の農業に常時従事しなくても、農業生産法人の構成員となることは可能か。

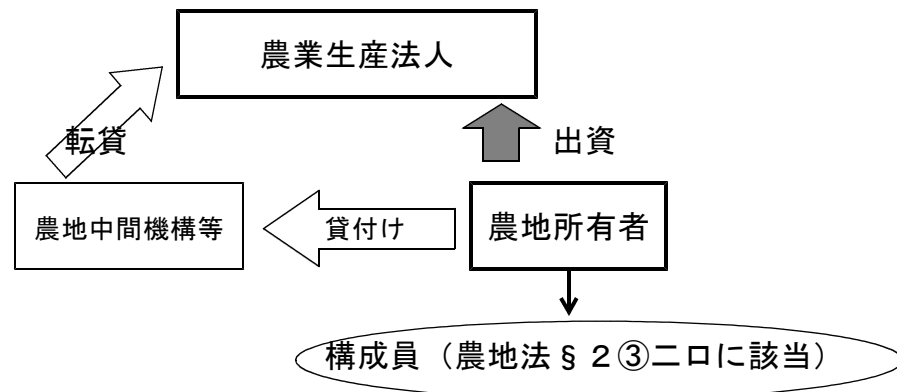
また、円滑化団体（農地売買等事業）の場合はどうか。

（答）

機構を通して利用権を設定した農地の所有者は、農地の権利提供者（農地法第2条第3項第2号ロ）に該当しますので、常時従事しなくても、農業生産法人の構成員となることができます。

また、円滑化団体の場合も同様です。

（参考）



農地法（昭和27年法律第229号）（抄）

第2条 （略）

3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

ニ その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（後略）

イ （略）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人ハ〜チ （略）